

測量法第43条及び第44条事務処理要領

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第43条及び第44条に係る事務を円滑かつ適切に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 測量成果とは、紙地図、数値地図、空中写真、基盤地図情報等を示す。

- 2 複製とは、コピー、スキャン等の測量でない行為で複製したものを基図として、情報の削除若しくは独自情報を付加すること等を示す。
- 3 使用とは、基図を調整（トレース等）し直して、別種の地図を作成すること等を示す。

(承認申請)

第3条 法第43条又は法第44条による承認申請を行う場合には、複製承認申請書（別記様式1）又は使用承認申請書（別記様式2）を1部提出する。

(承認基準)

第4条 承認の必要性や種類の判断、承認の取り扱い基準については、国土地理院による申請フロー及び承認取り扱い要領に準ずる。

(審査・承認)

第5条 法第43条又は法第44条による申請書を受理した場合には、速やかに内容を審査し、適合の場合には複製承認書（別記様式3）又は使用承認書（別記様式4）を交付する。

- 2 承認申請手続きに係る手数料は無料とする。

(図面等の提供)

第6条 紙地図及び電子データの提供に要する費用は別表の通りとする。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

別表

紙地図	A 3 サイズ以下の紙地図 A 3 サイズを超える紙地図	10 円／枚 1,000 円／枚	公的機関や大学等の研究に用いる場合は無料とする。
電子データ	・申請者は、申請書とともに C D, D V D 等の記憶媒体を金沢市へ提出する。ただし、U S B メモリ等のウィルス感染の恐れのある記憶媒体は不可とする。 ※国土地理院の実施要領により、有料となる場合がある。	—	—
送 料	申請書、承認書、紙地図、電子データ等の送付に係る費用	実 費	—

別記様式1

測量成果の複製承認申請書

測量法第43条の規定により下記のとおり承認を申請いたします。

年 月 日

申請者 住所
氏名

(宛先) 金沢市長

複製の目的		
複製する測量成果の種類及び内容		
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次		
複製の範囲又は区域		
複製の作業方法		
複製の期間		
複製品の利用方法及び配布の範囲 有償 無償		
複製品の部数		
複製機関名	名称及び代表者の氏名	
	所在地	
複製作業者	氏名	
	所在地	
備考		

別記様式2

測量成果の使用承認申請書

測量法第44条の規定により下記のとおり承認を申請いたします。

年 月 日

申請者 住所
氏名

(宛先) 金沢市長

使用目的又は当該測量の種別	
測 量 地 域	
使 用 期 間	
使 用 す る 测 量 成 果 の 種 類 及 び 内 容	
測 量 精 度	
使 用 方 法	
完 成 図 の 縮 尺 及 び 名 称	
測 量 計 画 機 關	名 称
	代 表 者 の 氏 名
	所 在 地
測 量 作 業 機 關	名 称
	代 表 者 の 氏 名
	所 在 地
備 考	

別記様式3

年 月 日 第 号

様

金沢市長

印

公共測量の測量成果複製の承認について（回答）

年 月 日付で申請のあった標記の件については、下記のとおり承認します。

記

1 承認事項

（1）複製目的

（2）複製する測量成果

2 その他

（1）成果品には次の内容を明示して下さい。

「この資料は、金沢市長の承認を得て、同市
（承認番号） 年 月 日 収 第 号」

（2）複製にあたっては、測量法、著作権法等の関係法令を遵守し、申請書記載の目的
以外には複製しないで下さい。作業を外部業者に委託する際は、データが適正に
取り扱われるよう、貴機関の責任において適切な措置を講じてください。

（3）成果品を1部提出して下さい。

（4）金沢市が実施した事業において得られた成果を貸与するもので、貴機関の複製目的
の事業で必要となる精度、すべての範囲の提供を保証するものではありません。

（5）本測量成果の複製により発生した紛争・損害等については、金沢市は一切関知しません。

別記様式4

年 月 日 収 第 号

様

金沢市長

印

公共測量の測量成果使用の承認について（回答）

年 月 日付で申請のあった標記の件については、下記のとおり承認します。

記

1 承認事項

（1）使用目的

（2）使用する測量成果

2 その他

（1）成果品には次の内容を明示して下さい。

「この資料は、金沢市長の承認を得て、同市
（承認番号） 年 月 日 収 第 号」
を使用したものである。

（2）使用にあたっては、測量法、著作権法等の関係法令を遵守し、申請書記載の目的
以外には使用しないで下さい。作業を外部業者に委託する際は、データが適正に
取り扱われるよう、貴機関の責任において適切な措置を講じてください。

（3）成果品を1部提出して下さい。

（4）金沢市が実施した事業において得られた成果を貸与するもので、貴機関の使用目的
の事業で必要となる精度、すべての範囲の提供を保証するものではありません。

（5）本測量成果の使用により発生した紛争・損害等については、金沢市は一切関知しません。